

## 社会人学生のための教育方法の特例について

本学では、企業等に在職のまま入学を希望する社会人に対して、昭和 58 年度から特別選抜試験を実施し、社会人のブラッシュアップ教育の推進に努力しているところです。

しかしながら、3 年間の修学期間中、勤務を離れ、学業に専念することが必要となるため、大学院教育を受ける機会は制約されがちです。

このような社会人に対して、本学では、平成 8 年度から、大学院設置基準第 14 条の「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等適切な方法により教育を行うことができる」という規程を適用して、教育方法の特例を実施しています。

この教育方法の特例を受けられる者は、社会人入試に出願し、合格した者に限られます。

1. 教育方法の特例による履修方法は、次のとおりです。

- (1) **指導教員の合意を得て**、授業及び研究指導の一部を夜間及び特定の時期に受講することができます。その時間帯は、原則として、平日は夜間の 18 時から 21 時 10 分までの間、土曜日は 8 時 50 分から 16 時 10 分までの間を予定しています。
- (2) 学位論文の作成が進展しており、企業等に研究に係る優れた施設や設備があり、それを用いた方が成果が上がると指導教員が認める場合は、勤務する企業等においても研究することができます。

2. この教育方法の特例を希望するときは、必ず出願前に下記まで連絡してください。

なお、入学時に指導教員のもとで、特例措置も含めた履修計画を作成します。

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 担 当    | 学務課 教務係                           |
| 電 話    | 0258-47-9246、9248                 |
| e-mail | kyomu-kakari@jcom.nagaokaut.ac.jp |